

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月**22** 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第 9 7 号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の介護休暇） 第 1 2 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする次条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。	（会計年度任用職員の介護休暇） 第 1 2 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする次条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
（会計年度任用職員の介護時間） 第 1 3 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u>	（会計年度任用職員の介護時間） 第 1 3 条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u>
<u>（妊娠、出産等についての申出をしたパートタイム会計年度任用職員等に対する意向確認等）</u> <u>第 1 7 条 条例第 1 8 条の 2 及び規則第 3 1 条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。</u>	

(配偶者等が介護を必要とする状況に至ったパートタイム会計年度任用職員等に対する意向確認等) <u>第18条</u> <u>条例第18条の3</u>の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第19条</u> <u>条例第18条の4</u>の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>第20条</u> [略]	(配偶者等が介護を必要とする状況に至ったパートタイム会計年度任用職員等に対する意向確認等) <u>第17条</u> <u>条例第18条の2</u>の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。 (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条</u> <u>条例第18条の3</u>の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>第19条</u> [略]
--	--

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。